

柏崎市新庁舎建設基本計画(案)

市民説明会

2015年12月26日(土曜日)

Copyright(C)Kashiwazaki City All Rights Reserved. 

I 市役所庁舎の建て替えの必要性

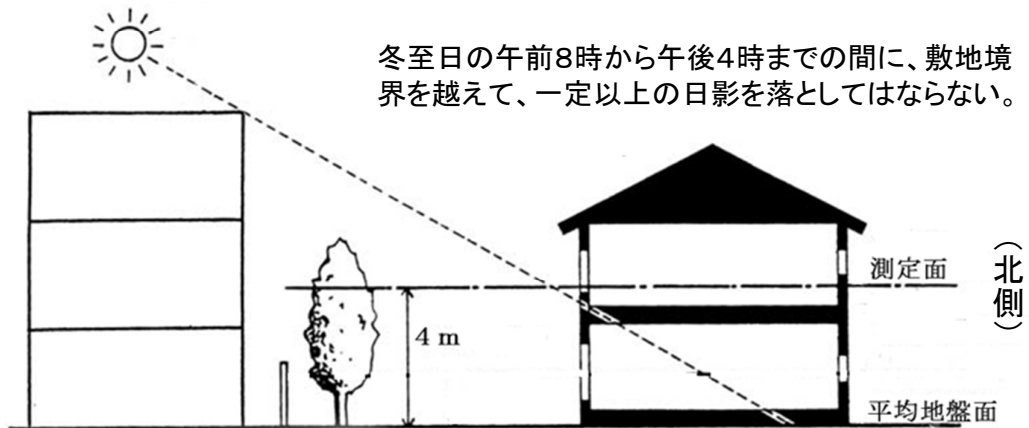
- (1) 経年により建物が老朽化していること
- (2) 庁舎が分散していて不便であること
- (3) 防災機能が不十分であること
- (4) 執務空間が狭いこと
- (5) 来庁者用駐車場が分散していて不便であること

Copyright(C)Kashiwazaki City All Rights Reserved. 

Ⅱ 新庁舎を日石町に建設する理由

(1) 現在地での建て替えが困難

- ・ 建築基準法の日影規制により庁舎裏の駐車場に建設できない
現庁舎解体後に建設しなければならない
- ・ 仮庁舎への一時移転・防災無線の仮移設が必要
- ・ 多くの工事期間と経費が必要



(2) 新庁舎の建設予定地(日石町3・4街区)

- ・ 中心市街地で一定面積が確保できる
- ・ 文化会館アルフォーレ、駅前公園との一体的活用による災害対応が可能
- ・ 公共交通の利便性が非常に高い
- ・ 業務に支障が生ずることなく、また事業費も大幅に抑制できる



Ⅲ これまでの主な経緯

- 平成19年 3月 第四次総合計画**
・将来的な新庁舎建設の方向性を検討
- 平成19年 7月 中越沖地震**
- 平成20年 3月 震災復興計画**
・市役所庁舎については、将来的には、移転改築も視野に入れながら、防災センターといった機能を持たせる
- 平成26年 2月 平成26年度施政方針**
「JR柏崎駅前のJX日鉱日石エネルギー株式会社所有地の活用については、市役所新庁舎の移転も視野に入れ、土地所有者と連携して進めます。」
- 平成26年 3月 庁舎整備基金条例制定**
・新庁舎建設に向けた財源の確保
- 平成26年 7月 地域懇談会(市内12会場)**
～ 8月 市役所新庁舎の整備の検討について説明

- 平成26年10月 広報かしわざき、市ホームページ**
「市役所新庁舎の整備に係る基本的な考え方」の概要を掲載し、市民の意見を募る
- 平成27年 1月 市議会の議決を経て、建設用地を取得**
- 平成27年 2月 平成27年度施政方針**
「今年度は、市民の代表からなる検討委員会を設け計画の具体的な検討を行います。平成32年度の整備を目指して作業を進めます。」
- 平成27年 4月 総合企画部内に新庁舎整備室設置**
・市民アンケート・職員アンケートの実施
- 平成27年 5月 新庁舎建設検討委員会を設置**
・これまで5回開催
- 平成27年 7月 地域懇談会(市内12会場)**
～ 8月 用地取得の報告と今後のスケジュールについて説明

IV 新庁舎建設に関する市民アンケート

・ 庁舎利用の不満・不便について

駐車場・駐輪場が足りない	...	56.3%
庁舎が分散して不便	...	43.0%
行きたい部署がどこか分からない	...	30.3%

・ 新庁舎に求めること・重視すること

十分な駐車場・駐輪場の確保	...	52.4%
窓口での手続きが楽にできる	...	46.4%
行きたい窓口や部署の分かりやすい配置	...	44.2%
市民の救援が確実にできる防災拠点	...	42.6%

・ 新庁舎に加える機能・施設

分かりやすい総合案内の充実	...	54.1%
災害時の避難スペース、備蓄倉庫	...	35.1%

V 新庁舎建設検討委員会

- ・ 学識経験者や公募を含めた市民の代表12名で組織
- ・ 新庁舎建設に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行い、新庁舎建設基本計画(案)をとりまとめる

VI 新庁舎建設基本計画(案)の内容

- 1 新庁舎の目指すべき姿
- 2 新庁舎の整備方針
- 3 建設予定地の諸条件
- 4 新庁舎の建設手法
- 5 新庁舎建設に伴うまちづくりの方向性

VI-1 新庁舎の目指すべき姿

(1) 基本理念

① 市民が安心して暮らせるよりどころとなる庁舎

庁舎は様々な行政サービスを提供する場であるとともに、災害などに対する拠点となる重要な場所でもあり、市民が安心のよりどころとする場所

② 協働によるまちづくりの拠点となる庁舎

市民や地域、企業、団体などが行政とも連携、協働してまちづくりを進めていく拠点となる場所

③ さらなる未来をめざす柏崎市のシンボルとなる庁舎

持続可能なまちとして、さらなる未来に向けて、庁舎は取組を進めるための場、あるいはそれをリードしていくようなシンボルとなる場所

(2) 基本方針

基本理念を目指すための3つの視点からの基本方針

市 民

① 市民にとって分かりやすく利用しやすい庁舎

窓口機能の強化・充実やユニバーサルデザインの採用など

② 市民がふれあい交流する庁舎

まちのにぎわいの一助となり、市民の多様な活動を可能とする交流機能の導入など

都市環境

③ 中心市街地活性化の核となる庁舎

周辺施設と一体となり、中心市街地活性化の核となるように、立地の特性を生かしながら、市民や市外からの来訪者に対して利便性の向上も視野に入れた集まりやすい環境の整備など

④ 周辺環境と調和のとれた庁舎

隣接する文化会館アルフォーレなど周辺の景観や環境と調和し、一体的に魅力を高めていくようなデザインの採用など

建築物

⑤ 高い防災機能を備えた庁舎

災害時においても円滑な対応が可能となるよう高い防災性を備えた庁舎となるよう整備

⑥ 地球環境の保全に配慮した庁舎

再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの推進、導入設備の高効率化など

⑦ 機能的かつ維持管理が容易な庁舎

効率的・機能的な行政運営が可能となるよう経費削減に努める

⑧ 変化に柔軟に対応できる庁舎

社会・経済・市民ニーズの変化に柔軟に対応できるような空間

VI-2 新庁舎の整備方針

(1) 基本機能

① 行政運営に関わる機能

ア 行政運営・管理機能

市役所での業務を行う上で基本となる機能

- ・窓口対応部署の低層階への配置
- ・市民の皆さんが利用しやすい動線の確保
- ・変化に柔軟に対応できる執務空間の整備 など

イ 防災・危機管理機能

災害が発生した際に指令的な役割を果たすための機能

- ・防災拠点施設としての必要な強度・構造の確保
- ・災害対策本部会議室の常設 など

ウ 案内機能

来庁目的に応じた、的確な案内を実現するための機能

- ・フロアマネージャーの配置
- ・わかりやすい案内表示やサインシステムの充実 など

エ 窓口機能

分かりやすく利用しやすい窓口サービスを提供する機能

- ・総合窓口の導入や関係部署の同一フロアへの配置 など

オ 相談機能

プライバシーに配慮した市民サービスを提供する機能

- ・低層階に市民応接室や相談室、消費生活センターの設置
- ・プライバシー保護に配慮した窓口カウンターを設置 など

② 議会活動に関わる機能

ア 議会機能

市民に開かれた議会活動に必要な機能

- ・議場の低層階への配置 など

イ 情報提供機能

議会情報を分かりやすく提供する機能



③ 市民サービスに関わる機能

ア 利便性向上機能

来庁者の利便性を向上させるための機能

- ・コンビニ・売店、ATM、一時保育も視野に入れたキッズスペース、授乳室 など

イ ふれあい交流機能

誰もが気軽に利用しやすい空間整備

- ・カフェなど気軽に訪れ、くつろげる交流の場
- ・イベント開催が可能なフリースペース など

ウ 情報受発信機能

情報発信スペースの設置

- ・市政情報や市民・地域などの情報の提供 など

エ 交通機能

まちなか活性化に寄与するような歩行者環境の整備

- ・公共交通機関、周辺施設や商店街等とのアクセスの確保
- ・雪、風対策 など

(2) 規模の想定

① 庁舎の延床面積 14,000㎡程度

- ・行政運営に関わる機能
- ・議会活動に関わる機能



機能強化として

- ・行政運営に関わる機能
防災・危機管理
- ・市民サービスに関わる機能
利便性向上
ふれあい交流
情報受発信

② 庁用車車庫面積 1,600㎡程度

現有自動車(バス、マイクロバス、普通車、バイク・自転車)の車庫

③ 来庁者用駐車場 現在の台数(210台)分確保

庁舎へのアクセスを考慮した配置

VI-3 建設予定地の諸条件

(1) 都市計画への対応

- ・用途地域 商業地域 建ぺい率は80%、容積率は400%
- ・柏崎駅前地区地区計画 建築物の高さは35m以下

(2) 自然由来のヒ素を含む土壌への対応

- ・建設に支障となる土壌については、場外搬出など適正な処理を行う

(3) 災害等への対応

① 水害への対応

鵜川の河川改修、柏崎雨水ポンプ場の完成などにより、それ以降、浸水被害は発生していないが、近年のゲリラ豪雨など異常気象への対策について考慮する

② 液状化対策

建設時において、液状化について考慮する

VI-4 新庁舎の建設手法

(1) 概算事業費

① 概算事業費

総額で70～75億円（外構、備品、引越費用含む）

② 財源

- ・庁舎整備基金
- ・地域振興基金
- ・合併特例債
- ・県地域づくり資金
- ・一般財源



有利な財源の活用を積極的に検討し、市の負担抑制に努める

新庁舎の一部(防災及び地域コミュニティの拠点機能)の整備に、合併特例債及び県地域づくり資金を活用

(2) 事業スケジュール

年度	27	28	29	30	31	32
計 画	基本計画					
設 計		基本設計	実施設計			
建設・引越				建設工事・引越		

- ・平成28・29年度：基本・実施設計
- ・平成30～32年度：建設工事

平成32年度中の
完成を目指します

VI-5 新庁舎建設に伴うまちづくりの方向性

(1) 土地の利活用

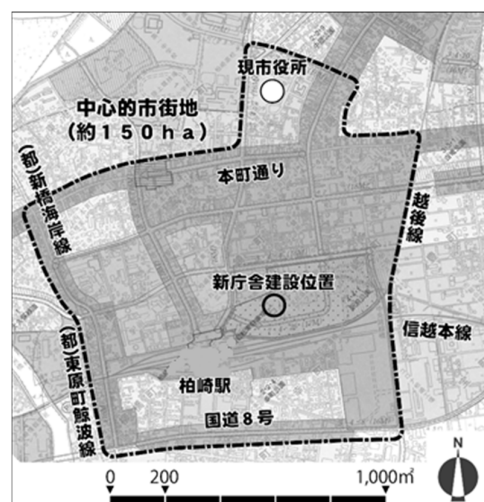
- ・現庁舎跡地の利活用
- ・日石町5街区及び駅前ふれあい広場の利活用

(2) 方向性

- ・中心市街地の活性化に向けた取組
- ・回遊性を考慮した歩行者等に配慮した環境の整備
- ・都市機能の立地誘導

平成28年度以降も

引続き検討していきます



ご清聴ありがとうございました



Copyright(C)Kashiwazaki City All Rights Reserved. 